

国民健康保険特別会計の決算状況

国民健康保険は、加入している方が病気になる時やけがをした時などに備えて、皆さんで支え合う制度で、皆さんが納める国民健康保険税や国・県・市などからの支出（補助）金などによって運営されています。

国民健康保険は、職場の医療保険に加入している方や生活保護を受けている方などを除く、74歳までの全ての方が加入することになっています。

令和3年度の国民健康保険特別会計の決算状況は、円グラフのとおりです。歳入は、国民健康保険税が前年度から2,724万円減少し10億9,286万円となり、保険給付費等に対する国や県などからの支出（補助）金は37億5,833万円でした。歳出では、保険給付費（国保負担分）は前年度より1億1,304万円（3.1%）増加し、37億90

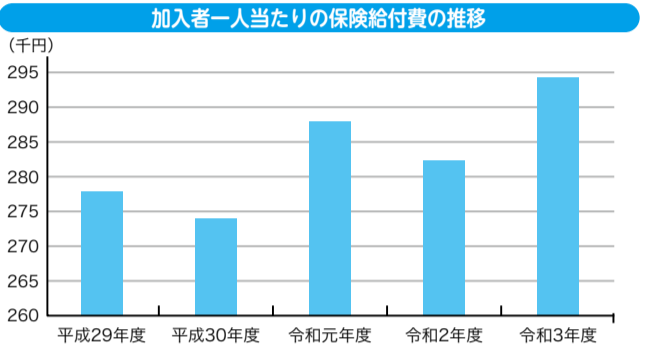
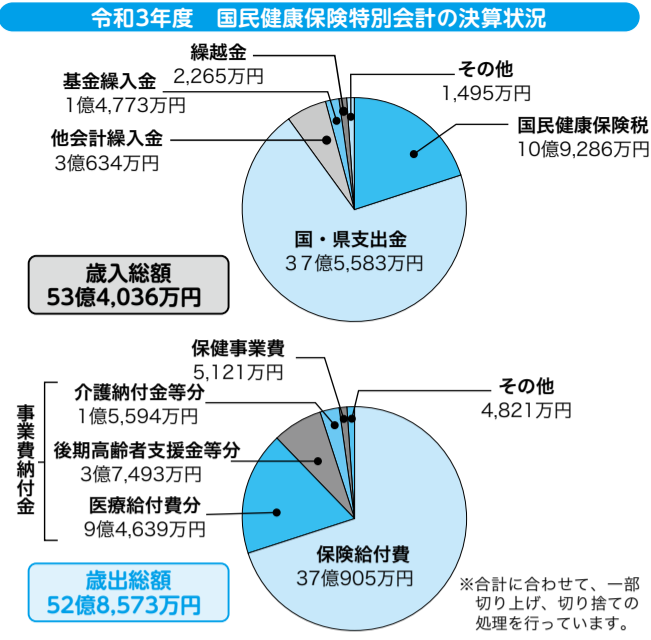
5万円となりました。これは、新型コロナウイルスの感染拡大による受診控えの影響で、令和2年度の保険給付費が減少していた反動と高齢化の進展等により1人当たりの保険給付費が伸びたことが増加の主因と考えられます。

また、事業費納付金は、医療給付費分として9億4,639万円、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度への後期高齢者支援金等分は3億7,493万円、介護保険制度への介護納付金分は1億5,594万円となりました。

今後の見通しについては、被保険者の高齢化の進展や医療技術の進歩などにより、保険給付費の増加が見込まれます。保険給付費の増加は、国民健康保険税の負担増にもつながります。市が実施する特定健康診査や人間ドックの助成制度などを利用し、自身の

健康管理に努めていただくとともに、医療機関等を受診する際に、ジェネリック医薬品の利用やお薬手帳の活用など、保険給付費の抑制にご理解とご協力をお願いします。

◆ジェネリック医薬品を上手に利用しましょう
ジェネリック医薬品（後発



ねんきんナビ

産前産後期間の国民年金保険料免除制度

・次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産した際に産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。

「保険料が免除された期間」も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

・産前産後期間は付加保険料が納付できません。

・産前産後期間の保険料を前納している場合、全額還付されます。

・現在、国民年金保険料免除制度を利用している方も手続きが必要です。

◆免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。また、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます（死産、流産、早産された方を含みます）。

▶対象＝「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

▶申請方法＝住民登録をしている市役所の国民年金担当窓口で、出産予定日の6か月前から出産後も申請ができます。郵送でも手続きが可能です。

▶申請に必要なもの＝本人確認できるもの（免許証など）、母子健康手帳

※別世帯の子の場合のみ、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。

■千葉年金事務所
☎043(242)6320

■市民課国保班
☎0475(70)0334

◆お薬手帳を活用しましょう
お薬手帳は皆さんと病院と薬局を結ぶ連絡帳のようなもので、緊急時やいつもと違う病院や薬局に行っても服用している薬が分かるので安心してます。なお、お薬手帳が複数あると、薬の危険な飲み合わせや同じ薬を二重に処方してしまう恐れもあります。服用歴

◆傷病手当金の適用期間が延長されました
新型コロナウイルス感染症に感染した方、または感染が疑われ、療養のために連続4日以上仕事をすることができなくなった方に傷病手当金を支給していましたが、さらに、10月1日～12月31日の期間も引き続き同様の支援を行います。

ただし、給与の全部または一部を受け取ることができず、かつ、傷病手当金の支給額の調整や、支給されない場合があります。

▼対象＝市国民健康保険および後期高齢者医療保険に加入している被保険者（給与等の支払いを受けている方）のうち、次に該当する方

・新型コロナウイルス感染症に感染した方

・発熱等の症状があり、感染が疑われる方

・療養のために仕事をすることができない方

▼支給対象日数＝仕事をすることができなくなった日から起算して4日目以降に仕事をすることができなくなった期間のうち、給与を予定していた日数

▼支給額＝直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数×3分の2×支給対象日数（上限があります）

▼適用期間＝令和2年1月1日から令和4年12月31日の間で療養のために仕事をすることができなかった期間（ただし、入院が継続する場合は、

を正確に管理するため、1冊にまとめましょう。

■市民課国保班
☎0475(70)0334

●別表 提出書類

国民健康保険に加入の方	後期高齢者医療保険に加入の方
国民健康保険傷病手当金支給申請書	後期高齢者医療傷病手当金支給申請書
①世帯主記入用	①被保険者記入用(様式第29号の2)
②被保険者記入用	②被保険者記入用(様式第29号の3)
③事業主記入用	③事業主記入用
④通帳またはキャッシュカードの写し	④通帳またはキャッシュカードの写し

※対象者によって必要な申請書が異なりますので、事前にご相談ください。
※申請書は市ホームページに掲載しています。
※当面の間医療機関記入用の提出は不要となります。
※郵送でも受け付けます。

第三者行為による届出

交通事故や暴力行為など、第三者（加害者）の行為により治療を受ける際の費用は、加害者が負担するのが原則ですが、必要な届出をすれば国民健康保険で治療を受けることができます。

その際には必ず市民課へ問い合わせいただき、「第三者の行為による傷病届」等の提出をお願いします。

■市民課国保班 ☎0475(70)0334